

## 第23号 その他のもの

### 1 趣旨

開発審査会審査基準第1号から第22号までの各号に該当するものその他特にやむを得ないものとして、個別・具体的に判断し、当該土地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものについては開発審査会に付議できるものとする。